

年分

年間収入申告書

年 月 日

(宛先) 中央区長

住所

申告者

氏名

私の年間収入について、次のとおり申告します。

給与の場合		事業の場合	
給与収入(額面) <small>(手取りではありません)</small>	円	(ア)総収入	円
		(イ)必要経費 <small>(記入要領は裏面(1)参照)</small>	円
年金収入	円	(ア)-(イ)総所得金額	円

A 物的控除 (記入要領は裏面(2)を参照してください)

1 雑損控除	本人や同一生計の親族が災害により日常生活に必要な資産に損害を受けた場合。	円
2 医療費控除	本人や同一生計の親族の為に医療費を支払った場合。	円
3 社会保険料控除	本人や同一生計の親族の為に社会保険料(国民年金、国民健康保険、介護保険など)を支払った場合。	円
4 小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済制度の共済掛金や心身障害者扶養共済制度の掛金を支払った場合。	円
5 生命保険料控除	生命保険契約等の保険料又は掛金、個人年金保険の保険料又は掛金を支払った場合。	円
6 地震保険料控除	損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料又は掛金、旧長期損害保険契約に係る保険料を支払った場合	円

B 人的控除

1 基礎控除	330,000円		
2 配偶者控除	① 扶養している配偶者はいますか?		
	はい (→②へお願いします)	いいえ (→以下②③のチェックは不要)	
3 配偶者特別控除	② 配偶者の給与収入(額面)が103万円以下ですか?		
	はい (→以下③のチェックは不要)	いいえ (→③へお願いします)	
4 扶養控除	③ ①でいいえとした方の配偶者の給与収入額(額面)はおいくらですか?		
		円	
5 障害者控除	配偶者以外で扶養している方がいる場合は、その年齢と人数を記入してください。		
	16歳以上 19歳未満		人
	19歳以上 23歳未満		人
	23歳以上 70歳未満		人
	70歳以上		人
6 勤労学生控除	① あなた自身が障害者又は障害者の方を扶養していますか?		
	はい (→②へお願いします)	いいえ (→以下②③のチェックは不要)	
	② 障害の程度は身体障害1・2級、精神1級、愛の手帳1・2度ですか?		
7 寡婦(寡夫)控除	はい	いいえ	
	③ ②で該当した方と同居し扶養していますか?		
	はい	いいえ	
7 寡婦(寡夫)控除	④ 給与収入(額面)が130万円以下の勤労学生で、勤労によらない所得が10万円以下の方ですか?		
	はい	いいえ	
	① あなたは夫又は妻と死別した方、離婚後再婚していない方、夫又は妻が生死不明の方ですか?		
	はい	いいえ →以下のチェックは不要	
7 寡婦(寡夫)控除	② ①に該当する方で扶養親族がいますか?		
	はい	いいえ	
	③ その扶養親族は子どもですか?		
7 寡婦(寡夫)控除	④ 給与収入(額面)が6,688,888円以下ですか?		
	はい	いいえ	

記入は以上です。

【必要添付物】会社発行の「給与等支給証明書」を必ず添付してください。(外国語表記の場合は、日本語訳も添付)

記入要領

(1) 必要経費の記入要領について (ア) の「総収入」を得るために必要な経費、例えば商品材料の仕入れ代、電気代、事業用の土地・家屋の賃借料及び固定資産税などを記入してください。

(2) 物的控除の記入要領について

1 雑損控除	次のイとロのいずれか多い額 イ (損失額 - 保険金の補てん額) - (総所得金額等の合計額の10%) ロ 災害関連支出 - 5万円		
2 医療費控除	(支払った医療費 - 保険金の補てん金) - (総所得金額等の5%又は10万円のいずれか少ない額)		
3 社会保険料控除	支払った金額		
4 小規模企業共済等掛金控除	支払った金額		
5 生命保険料控除	保険料等の支払額	控除額	
	15,000円以下	支払った金額の全額	
	15,000円を超え40,000円以下の場合	支払った金額×1/2+7,500円	
	40,000円を超え70,000円以下の場合	支払った金額×1/4+17,500円	
	70,000円を超える場合	35,000円	
6 地震保険料控除	保険料等の支払額	控除額	
	地震保険料	支払った金額×1/2	
	長期損害保険料	5,000円以下	支払った金額の全額
		5,000円を超え15,000円以下の場合	支払った金額×1/2+2,500円
	15,000円を超える場合	10,000円	

※税額控除について

① 配当割額控除・株式等譲渡所得割控除がありその額が大きく還付金が発生する場合)

$$\text{保育料算定基礎額} = \text{区市町村民税所得割(減免後)} + \{ \text{総所得金額等(区)の所得割額} - \text{I} \}$$

② それ以外の場合

$$\text{保育料算定基礎額} = \text{区市町村民税所得割(減免後)} + \text{II}$$

I	II
人的控除 ・ 調整控除	配当控除
	住宅金借入金等特別税額控除
	寄付金税額控除
	外国税額控除
	配当割額控除
	株式等譲渡所得割控除額